

あなたの最低賃金、知ってる？

毎年見直し

最低賃金は、毎年、都道府県ごとに
見直されています。



下回ったら法律違反！

会社には**最低賃金以上**の賃金を支払う義務があります。
この額を下回る賃金は**法律違反**です。下回った場合、
その差額を請求できます。



派遣先



派遣先の最低賃金を適用

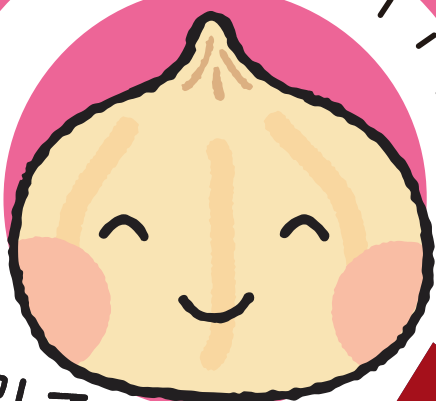
派遣で働く方には、派遣元ではなく、派遣先の
地域の最低賃金が適用されます。

業種によっては

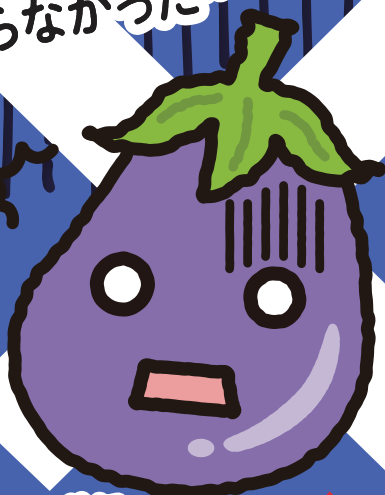
より高い最低賃金の場合も！

業種によっては、**地域別最低賃金**よりも高い「**特定(産業別)最低賃金**」
が設定されていることがあります。

確認して
よかった！



知らなかった...



こうなる前に...

あなたの**時給**も
今すぐチェック！

2020年
10月1日から

和歌山県



地域別最低賃金は

831

時給 円

午後10時～午前5時に勤務する場合
深夜割増25%を加算

深夜勤務の場合、少なくとも深夜割増25%が加算されます。
この他にも、時間外割増や休日割増が加算されるケースもあります。
詳しくは、**連合**へご相談ください。

「低いかも？」と感じたら「**なんでも労働相談ダイヤル**」へ



0120-154-052

祝祭日を除く
平日 9:00~17:00
受付中

い こう よ れん ご う に



日本労働組合総連合会和歌山県連合会(連合和歌山)
<http://www.rengo-wakayama.jp>

連合和歌山





スタート!

あなたの最低賃金、 チェックしてみよう!

1

確認

給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、**基本給+諸手当**(精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く)です。
ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象

基本給 + 諸手当*

*精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く

対象
でない

●ボーナス ●残業代 ●精皆勤手当 ●通勤手当
●家族手当 ●その他臨時の手当(結婚手当など)

2

比較

1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「**所定労働時間**」や「**所定労働日数**」を調べましょう。
就業規則や契約書等からわかります。
それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

時給の人 時給額 そのままでOK!

日給の人 $\text{日給額} \div (\text{1日の所定労働時間})$

週給の人 $\text{週給額} \div (\text{1日の所定労働時間} \times \text{週の所定労働日数})$

月給の人 $\text{月給額} \div (\text{1日の所定労働時間} \times \text{年間所定労働日数} \div 12)$

歩合給の人 連合「なんでも労働相談ダイヤル」にご相談ください

3

相談

自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合に相談してみましよう。
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ダイヤル」へ電話してみましよう。
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。



気軽に
相談してね

「最低賃金より低いかも?」「おかしいな?」と感じたら...

なんでも労働相談ダイヤル へ!

連合公式
Facebook

